

平成23年度 第21回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成24年3月8日（木）午前10時～11時50分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将一
副主幹	懸樋順一	副主幹	新高謙一
副主幹	遠藤公亮		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 職員の採用選考について

議案第2号 職員の昇任選考について

議案第3号 一般任期付職員に係る任期の更新の承認について

議案第4号 人事委員会通知の一部改正について

報告第1号 職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について

報告第2号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の公布について（平成24年2月29日付総務副大臣通知）

5 議事の公開・非公開

議案第4号及び報告第2号を公開とし、議案第1号から第3号まで及び報告第1号を非公開とした。

6 議事

- 1 議案第 1 号
職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。
- 2 議案第 2 号
職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。
- 3 議案第 3 号
一般任期付職員に係る任期の更新の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。
- 4 議案第 4 号
人事委員会通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり通知を改正しようとするもの。

- ① 通知の名称
 - (1) 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
 - (2) 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ② 趣旨・概要（両通知共通）
 - (1) 要介護者の意義を明確化するための改正
「要介護者」の意義に関し、条例及び規則の「負傷、疾病又は老齢」の範囲と、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害」の範囲とは同一であることを明確化する。
 - (2) 年次有給休暇に係る職員の区分に係る勤務時間規則の引用条項の改正
平成 21 年 6 月 29 日付第 200900054991 号及び第 200900054992 号人事委員会委員長通知による改正内容に誤りがあったため、所要の改正を行う。
 - (3) 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う所要の改正
「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成 22 年法律第 71 号）が制定・施行され、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）が一部改正されることに伴い、これらの法律を引用する規定について所要の改正を行う。
※平成 23 年 10 月 1 日に施行された障害者自立支援法の改正に伴う条項ズレについて、平成 23 年度第 10 回人事委員会議案第 1 号により議決済み。
※今回の改正は、平成 24 年 4 月 1 日に施行される障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に係るもの。
《(1)及び(2)は通知施行日から適用、(3)は平成 24 年 4 月 1 日から適用》

- 5 報告第 1 号
職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について、事務局が説明した。
- 6 報告第 2 号
国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の公布について、事務局が説明した。

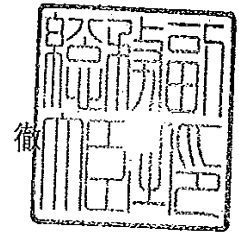


総行給第17号
平成24年2月29日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長
各人事委員会委員長

殿

総務副大臣
黄川田



国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の公布について（通知）

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）が、本日公布され、原則として、平成24年3月1日（国家公務員の給与の臨時特例に係る部分については、同年4月1日）から施行されることとなりました。

この法律は、人事院の国会及び内閣に対する平成23年9月30日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員、内閣総理大臣等の特別職の職員及び防衛省の職員の給与の改定を行うとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たって、平成26年3月31日までの間減額して支給する措置を講ずること等をその内容とするものです。また、同法附則第12条において、「地方公務員の給与については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする」と規定されています。

地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるよう期待いたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例 に関する法律案の概要

自公案		修正
<p>題名：一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律</p> <p>1. 人事院勧告に係る給与改定</p> <p>(1) 俸給月額引下げ ① 一般職の職員 (平均 0.23%)</p> <p>(2) 経過措置額 平成 24 年度は半額支給 平成 25 年 3 月末で廃止</p> <p>(3) 昇給回復 平成 24 年と平成 25 年に実施</p> <p>(4) 過払分の調整 平成 24 年 6 月ボーナスで実施</p> <p>2. 給与の臨時特例 (平成 26 年 3 月末)</p> <p>(1) 一般職の職員 ① 課室長以上 ▲9.77% ② 本省課長補佐・係長 ▲7.77% ③ 係員 ▲4.77%</p> <p>(2) 特別職の職員 ① 内閣総理大臣 ▲30% ② 国務大臣・副大臣 ▲20% ③ その他 ▲10%</p> <p>3. その他</p> <p>・ 自衛官等給与への特別の配慮</p> <p>・ 地方公共団体に対する要請等</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p>	<p>題名：国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律</p> <p>② 特別職の職員 ③ 防衛省の職員</p> <p>平成 26 年 3 月末で廃止</p> <p>平成 24 年、平成 25 年、平成 26 年に実施 (平成 24 年、平成 25 年は経過措置額の自然減少分を充当)</p> <p>秘書官は一般職の職員と同様</p> <p>(3) 防衛省の職員 一般職の職員と同様</p> <p>自衛官等の給与減額猶予 (6 月内の期間、政令による特別の定め)</p> <p>削除</p>

両者を合体して共同提案

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案に対する修正案

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則に次の一条を加える。

(地方公務員の給与)

第十二条 地方公務員の給与については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。

7 次回の人事委員会の開催

平成24年3月16日（金）午前10時から開催することとした。